

## 裁判員経験者意見交換会議事録

一 日 時 平成25年3月6日(水)午後2時30分から午後4時25分

二 場 所 大津地方裁判所裁判員候補者待機室

三 参加者等

裁判員経験者 4名

司会者 森宏司(大津地方裁判所長)

裁判官 飯島健太郎(大津地方裁判所部総括判事)

検察官 小野寺明(大津地方検察庁検事)

弁護士 植平朋行(滋賀弁護士会所属弁護士)

司法記者クラブ記者 7名

四 議事要旨

司会者：それでは、これから裁判員の意見交換会を開催させていただきたいと思  
います。

先立ちまして、一言だけ御挨拶をさせていただきたいと思います。

司会進行役を務めさせていただきます、大津地裁所長の森と申します。どう  
ぞよろしくお願いいたします。

本日は4名の裁判員の御経験者の方にお集まりをいただきました。お忙しい  
ところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、裁判員と  
して大変重責を果たされている上に、この意見交換会にまた御出席いただいた  
ということにつきましては心から御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

大津の裁判員制度というのは、平成21年5月から始まりまして、これまで  
に50回の裁判員裁判が済んだということになります。ですから、6の方が  
それぞれ選任されますので、300名の裁判員に就任をしていただいている  
と、こういう実績になっております。

裁判員の御経験をされて、いろんな感想や御意見をお持ちになられたのではないかなと推察いたします。

この裁判員制度というのは国民の参加がないと絶対立ち行かないという制度でございます。裁判員制度の趣旨をきちんと国民の方々に御理解をいただくためには、裁判員の御経験をされた方々の感想や御意見を、裁判所も検察庁も、あるいは弁護士会も、この件に携わるみんなが取り入れて、少しでも良いものにしていくという努力をずっと重ねていかなければならないと痛感しております。また、皆様方の御意見や御感想が正確に社会の方々に伝わるということで、理解が一層深まっていくということも我々としては大変期待をしているところでございます。今日は忌憚のない御意見をいただいて、少しでも良いものにしていきたいと考えております。

本日は報道関係の皆様にも御参加いただいております。本当にありがとうございます。先ほど言いましたように、報道を通じて裁判員経験者の方々の御意見や感想、生の声が伝わっていくことによって今後参加される方々に正確なイメージを持っていただけたらと思っております。この点もどうぞ御配慮をお願いします。

それでは、本日はぜひとも活発な意見交換をしていただければありがたいと考えております。どうぞ御協力お願い申し上げます。

それでは、最初に本日参加をされておられます皆様方なんですけれども、お名前を呼ぶのはどうかと思いますので、誠に申しわけございませんが、1番さんとか、2番さんとかという形で呼ばせていただきますので、この点につきましてはどうぞ御容赦をお願い申し上げます。

それで、今日は、法曹関係者も参加をしておりますので、それぞれの方々に簡単で結構でございますが、自己紹介をお願いします。

**飯島裁判官**：裁判員裁判では裁判長を務めております、裁判官の飯島です。どうぞよろしく申し上げます。

**小野寺検事**：大津地方検察庁の検事の小野寺です。よろしくお願いします。

**植平弁護士**：滋賀弁護士会所属の弁護士の植平と申します。よろしくお願いします。

**司会者**：このお三方にも参加をしていただいて、議論ができればと思っております。

法曹三者の方々には、裁判員経験者の方々の御質問等があれば適宜お答えいただければありがたいと考えております。

それでは、早速ですけれども、裁判員を経験してどんなふうと考えられたか、今、全般的に裁判員制度についてどんなふうな感想をお持ちになっいらっしゃるかというところからまずお話を進めたいと考えております。恐れ入りますが、各自一言ずつお願いできますでしょうか。では、1番さんからお願いいたします。

**裁判員経験者1**：葉書が来たときにまさか当たるとは思っていなかったし、ここに来たときもすごいたくさんの中からまた抽選ということがあったので、いつもくじ運が悪いから絶対当たらないと思っていたのに、突然当たってしまったという感じでびっくりしたんです。身近にも裁判員になったという人がいなかったもので、当たったというだけすごいなということ言われたんです。実際評議とかいろんなことを裁判官の方に教えていただきながらやったんですけれども、短時間、5日間という形でしたが、それでも裁判官の方とお昼も一緒にして、お昼の会話の中にも色々な事件のことが出たりということで、すごい和やかに何でも意見が出せるような形をとってくださったので、すごいやりやすかったし、何回も意見交換とかも本当にできるし、横の繋がりというか、裁判員経験した人とも色々なことを評議できたので、思っていたよりは充実していたというか、こういうふうにして裁判が行われているということが分かったというだけでも私にしては大きな経験だったと思います。

**裁判員経験者 2**：自分も 1 番さんと同じように，まさか当たるとは思いませんでした，びっくりしたわけなんですけど，こちらへ来させてもらっても 30 名からの中から当たるとは思いませんでしたので，とてもびっくりしたんですけど，裁判に入らせていただいて思ったのは，裁判ってすごくもう真面目にこんなに真面目にやってはるのかなというのが最初の意見でした。しっかり調べて，しっかりした裁きというか，何というのか分かりませんが，してくれてはるんやなというのが私の意見です。とても良い経験をさせていただきました。

**裁判員経験者 3**：私が思ったのは今まで裁判員裁判じゃないときは多分裁判所の中ってもっと専門用語ばかりが行き来していたかなと思うんですけども，それが素人が入るようになって，物すごくよく分かるように，すごく手間もかかったと思うんです。そういうふうな私達にも分かるように説明してくださり，物事が進むようにしてくださっている，その今までとは違う大変さというのも大変だなと，おかしいですけど，すごくそういう仕事量も増えた中でやってくたさるんだなというのを思いました。

それから，自分が裁判員になって，他のニュースとかで裁判員裁判でこのように裁かれたというのが，今までやったら耳をすっと通過していたと思うんですけども，それがやっぱり，ああ，こういうふうなのでしてはる人がいはるんやなとか，また事件があったら，ああいうすごく大変そうなのを聞いたらはる人が日本のどこかにはいはんねんという，その裁判員裁判という言葉にちょっと反応する，ニュースとかでも反応するようになったなというのは自分の中でも良い経験をしたなというふうに思っています。

**裁判員経験者 4**：私も当たるとは思っていませんでしたし，どちらかというところ，参加しないように理由をつけて逃げようかなと思っていたところがあったんですね。ただ，子どもとかがお父さんだめだというようなところから，それでいく中で結果的に選任されたわけですけども，やって結果として私は本当

に良かったと思います。

一番良かったのは、最後に評議というところで、自分と違う意見がたくさん聞けて、私にとって、大きなプラスだった。私の意見が、どちらかというところ、年をとれば、何というか、思い込みとか、先入観、今までの自分の頭の中だけでしか考えていなかったとか、だんだん視野も狭くなってきている中で全く新しい年代の違う方達の幅広い意見を聞いたというのは非常に良かったなと思います。

**司会者：**どうもありがとうございます。全般的な感想として良い御意見をいただいたと思っております。ありがとうございます。

個別にちょっとお話をしていきますので、どうぞ、御自由にお話をさせていただいて結構かと思えます。

皆さんがまず呼ばれますよね。呼ばれてここ（裁判員候補者待機室）へお入りになって、選任手続というのが午前中にありますけれども、この選任手続があって、その後午後からすぐに裁判が始まるというのが、皆様方の御担当された事件はそうだったんですけれども、この辺はどうお考えになられたでしょうか。例えば、裁判員の御経験者のアンケートの中には、選任当日から審理に入るということについてはちょっと心の準備ができていないとか、あるいは3日、4日の仕事を休みまなきゃいけないから、その段取りを連絡したいとか、そんな御意見のある方もいらっしゃった反面、またちょっとでも早く終わるということのためにはできるだけ手続を進めてもらったほうが良いという、そういうお話もあったり、色んな御意見もあるわけですが、この辺の御意見、御感想はどうでしょうか。

**裁判員経験者1：**当たらないかなと思っていたのに当たって、それでまた午後からもというのでびっくりはしました。それでもやっぱりある程度期日があるというのがあるので切り替えはできるし、半日だけの人だったらまた電話したりしてはりましたけれども、私は一日お休みとしてきていたので、そんなに負担

は感じませんでした。

**裁判員経験者 2**：自分もはっきり言って当たるかなと思って選任のときも当たるかなと思って、どうでしたと言われたときに、手を挙げたぐらいなんです。そのつもりで来ていましたので、もうその日から始めてもらって、短い期間でやってもらったほうが良いと思います。

**裁判員経験者 3**：その方々のお仕事によっても違うと思うんですけども、呼出状の中に、先に1日あって、それが金曜日ぐらいで、次の週からみたいなものもあるようですので、お仕事によっては最初からもう3日も4日も休むかもしれないという段取りをしてきたのに半日で帰ってくるというのが、また例えば先方さんとの取引とかで、実はできるんですよというよりは、そこで1日とかあったほうが、1日あって、また3日休むという段取りを組むことのほうが良い方もいらっしゃるでしょうから、一概にはちょっとどちらが良いというのは難しいんじゃないかなと思うんです。

**裁判員経験者 4**：私もここに10時だったですかね、入らせていただいて、それから3時間後に法廷の場にいるとは思っていなかったもので、非常にびっくりしたのが一つです。かと言いまして、3人の方が仰るように、やはり裁判員の方の自分の生活と、それぞれの仕事の間接関係がありますから、こういった、どうしても時間的に密な形でスケジュールが進行するのも仕方ないのかなと思います。

**司会者**：どうもありがとうございます。今の期日の関係で、1番さんの事件は間に確か土日が入りましたよね。ああいう審理の仕方、間に週末が入るとするのは、これはどんな感じでしたでしょうか。

**裁判員経験者 1**：シフト制の仕事をしているんですけども、大変は大変でした。その休みを使って、あとのスタッフにも協力をしてもらってという形になったんですけども、やっぱり国のこの裁判員という制度があるので、理解はしてもらったというのがありますね。どうなのか、続けてするのがいいのか、挟む

のがいいのか，ちょっとよく分からないんですけども。

**司会者：**土日を挟むということになると，例えば3日なら3日やるよりは，ちょっと精神的にはほっと一息というような期間もあるのかなと思ったりもしたんですけども，1番さんの場合はその辺の差は余りお感じになられなかったですか。

**裁判員経験者1：**私はここに来るとその事件のことは一生懸命するんですけども，一歩出ると，もう切り替えるというところできていたので，そんなに負担ではないし，また来ると，この行っている時間は物すごく苦痛だったんですけども，帰るときにはもう全部何もかも置いて帰るので，全部一歩出たときには切り替えて帰っていたので，ずっと家にまで持ち続けたという，その精神的なものは私にはないです。

**司会者：**今，1番さんのほうが切り替えはできましたという，これは非常にすばらしいなと思ったんですが，その辺は例えば2番さんのほうはどうでしょうか。切り替えのところは，家でも考えちゃうものなんでしょうか。それとも，考えないようにしていたかどうか，そこら辺はいかがですか。

**裁判員経験者2：**結構時間が，帰ってからの時間があまりありませんでしたので，しっかり考えようとしたんですけど，なかなか自分の頭でも意見がまとまらなくて，また次の日来て，しっかり考えるような形で，ずっと考えているんですけど，どう言うて良いのかな，難しい。私には難しいですね。

それと選任なんですけども，たくさん三十何人来てはって，私今日はするぞって思うてはる人が，当たらん人のことをちょっと考えましてね。WBCの野球やないけど，33人選んでおいて，28人に絞るとか，ああいう感じで，当たらん人がどう思わはったんかなって，それをちょっと考えました。やる気があって来ているのにと考えました。

**司会者：**そうですね，そういうこともありますでしょうね。

今の話じゃないんですけども，気持ちの，その準備の点で，あらかじめ裁

判員裁判の選任の前にこんな事件ですよという事件の内容を教えてくださいというような御意見のある方はいらっしゃいますか。そこはいかがでしょうか。例えば、この事件ですとか、あらかじめ分かっていたほうが良いかなという人もあるかなと思ったんですが、その辺は特にはないですか。

**裁判員経験者 3**：私は選ばれてからこの事件を担当するんですよというので良いと思います、私の考えだけですけれども。何がというその根拠があるわけじゃないんですけれども、携わる者だけが、それが決まった時点で知らせてもらったらいいんじゃないかと思います。

**裁判員経験者 4**：私もやはりそれはもうないほうが良いと思います。当日、選任されてからのほうが、この制度の趣旨からいってもそれで良いと思います。

**裁判員経験者 1**：私も皆さんと一緒に、あらかじめ知っているよりか、知らなくて、その場でというほうが新鮮というか、まあまあいけるかな、のほうが良いかなと思います。

**裁判員経験者 2**：私も何も知らないほうが良いと思います。ひょっとしたら家族に喋ってしまうかもわからん、知っていたら。こういう事件やねというて、喋ったらあかんと分かっているても喋ってしまうかもわかりませんし。

**司会者**：ありがとうございます。

全般的なお話と、それから選任の話はこのくらいにさせていただきます、いよいよ公判の日、初日の午後からの手続の話をしていきたいと思います。

色んな手続があるので、思い出していただくかなければいけないので申し訳ないんですけれども、ごくごく大まかに分けまして、手続というのは、最初の冒頭手続というのがございます。そこで検察官が起訴状というものを朗読をします。それから、被告人がその犯罪を認めますか、認めませんかという罪状認否というものがあります。それから、検察官と弁護人が冒頭陳述といいますけれども、この事件のストーリー、粗筋はこういうことですよということを、両方が主張するという手続があります。これをひっくるめて冒頭手続というんです



けど、この辺の話をまずさせていただいて、次に証拠調べの段階の話をさせていただきます。最後に評議というような順番で、お話をさせていただきます。

では、最初のその冒頭手続のところから入りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。まず、この冒頭手続の全体的な感想ですね。例えば、一番最初の冒頭陳述のところにしましょうか。冒頭陳述ですと、弁護士さんと検事さんとか、それぞれがこの事件はこうですという粗筋、ストーリーの話をされる。その辺の、上手、下手、もっとこういうふうにしたほうが良いんじゃないかとか、あるいはこういうふうにしなるとなかなか分かりにくいというような、御意見、御感想があれば、まずお教をいただければありがたいんですけども、よろしいですか。

**裁判員経験者 1**：私は検察官の方のお話と、朗読と、陳述調書なんかを見ると、分かりやすく理解はできたんですけど、弁護人がどうこうというんじゃないんですけど、たまたまだったと思うんですけど、私達が関わったときの弁護人はすごく早口で喋ってはったので、聞いていくのが大変やったというのもありますし、書き方自体も比べると、比較をせなあかんぐらいのところがあるので、そういうのは形式だっけ見やすく、どっちも見て分かりやすいようになったらもっと良いのかなというのを感じました。

**裁判員経験者 2**：担当した事件は割と簡単な事件、単純な事件やったような感じで、検察の方の説明はもうしっかりよく分かりました。あれで良いと思います。

**裁判員経験者 3**：私、ちょっと月日が経っていますので、ちょうど1年ほど前でするので、当時の書類がどうやったかということがもうちょっと思い出せないんですけども、そんなに分かりにくかったというふうな記憶がないので、それで十分、みんな裁判員はお話を聞いていたんじゃないかと思っています。

**裁判員経験者 4**：私の場合は被告人は罪状を認めているということで、公判前整理手続で事前に検察官と弁護士が整理しているという中で、そういったこともあったかどうかは知りませんが、専門用語も思ったよりかは少なかった

し、理解しやすかったと思います。

**司会者：**1番さんの事件について、アンケートを最後に出していただきましたよね。もちろん、1番さんのアンケートかどうかは分からないんですけども、そのアンケートを見ていると、1番さんの事件では、検察官の説明は分かりやすかったとか、あるいは普通というのがあるんですけど、弁護人の説明は普通、あるいは分かりにくかったという回答が多かったんですよね。何かその差みたいなところは、先ほどもちょっと御指摘があったんですけど、早口であるという点が少しございましたけど、他には何かありますか。

**裁判員経験者1：**私を感じたのはやっぱりすごい早口で、ばあっと喋り立てているという形があったんですけども、どうなのかな、みんなもやっぱり同じところで、裁判員みんな同じことを多分言っていたと思うんですけども、聞いていて、聞きづらいというか、もっとゆっくり話してくれはると分かりやすいしというのもあって、とりあえず自分の弁護をというのに先立ってはるかなというのをすごく感じたので。

**司会者：**例えば、どの事件でもいいんですけども、パワーポイントを使うとか、グラフを使うとか、あるいは絵を使うとかって、そういう工夫をされているような書面が出てきたり、装置というのか、そういうような事件はございましたでしょうか。それは特にはなかったですかね。例えば、こういう工夫が良いなあと思われたようなところがあれば、1番さんお願いします。

**裁判員経験者1：**大事なところをマーカーで書いたりしてあったのが検察官のほうで、弁護人さんはもうただ羅列してあるだけの文面だったので、聞き取りにくく見にくいという形だったのは印象に残っています。

**司会者：**そういうちょっとしたマーカーで書くとか、強調すべきところは強調するとか、そういう工夫を一つ一つやってほしいと、こういうことでしょうかね。

それでは、次に、公判の審理、いわゆる証拠調べに入らせていただきたいと思います。

証拠の取り調べは大きく分けまして2つに分かれます。1つは書証というんですけれども、要するに、調書があったら、その調書を朗読をしたりするという手続が一つあるのですが、それが終わった後で普通は証人尋問、あるいは被告人質問というふうに、人に直接話をしてもらおうという手続の、大きく分けて2つの流れになるわけなんですけれども。

まず最初に、書面のほうのことからお尋ねをいたしますけれども、いかがでしょうか。まず、書面の中でこういう書面は記憶に残ったとか、あるいはちょっと取り扱いについて疑問があるとか、あるいは何かこういう点はどうだろうかというようなものが書面についてあればお教えいただければありがたいんですが。例えば現場の写真とか、凶器になった物とか、そういうようなもので御意見があれば承りたいのですけれども。

**裁判員経験者1**：私の事件は殺人があったので、凶器の包丁とかも血糊が付いたのが出てきたりしたんですけれども、やっぱりそれと見ると残酷さというのもありますし、その遺体ではなかったんですけれども、その刺されたところの、倒れてはるところも証拠として出ていたんですけれども、それがあってによって、またずっと通して見るときに、やっぱりそれがあって事件性というのでも理解できるかなというのがあったので、見ると、またうっと来るものがあるんですけれども、ないよりはあったほうが良いかなと思います。

**裁判員経験者2**：私のときは、そのときはあんまりそんなひどい描写とか、そういうことはありませんでしたので、何とも。

**裁判員経験者3**：私の関わらせていただいたのも、その人の体とか命に関わるものではなかったもので、見て嫌とかそういうようなものではなかったです。

**裁判員経験者4**：犯行現場付近の見取図、それと周辺の写真というのが、非常に想像しやすく、分かりやすかったと思います。

**司会者**：こういう書類が出し過ぎているとか、あるいはもっと欲しいとか、そういうふうな御感想めいたものがもしあれば承っておきたいんですけれども。専

らこれは検事さん，あるいは弁護士さんの役目ではあるんですけども，分かりやすい点ではこんなふうな書類を作ってほしいとか，あるいはこれはもう要らないよとか，そういうような御意見があればありがたいと思ったんですけども。いかがですか。

**裁判員経験者 1**：私が関わった範囲では今の現状で良いかと思います。

**裁判員経験者 2**：自分もよく理解できましたので。

**裁判員経験者 3**：私も関わらせてもらった件についてはあれで良かったと思っています。

**裁判員経験者 4**：私が関わった裁判でちょっと病弱な被告人の母親を，被告人の上司の方が法廷までお母さんの付き添いで来てくれたというのはやはり何かあったと思うんですね，良い意味で。そういうのを深く聞いたかったなというのが正直なところです。

**司会者**：それは尋問でされた件ですね。また，それはちょっとお尋ねするかもしれません。

あとその調書の朗読というのが各手続に必ずあると思うんですね，例えば被害者の方の調書が要旨で朗読をされたりすることがあると思うんですけども，この調書の朗読時間とか，朗読の仕方とか，その辺のところは何か御経験の中で御感想をお持ちになれば御披露いただければと思うんですが，いかがでしょうか。

**裁判員経験者 4**：私が描いていた裁判よりも，非常に，何回も言いますが，検察官さんも含めて，弁護士さんも含めて専門用語もかなり少なかったと思いますし，当然配慮されていると思うんですが，話し方も私のときはゆっくりだったと思います。

**裁判員経験者 3**：私のときも，どの項目にしる分かりやすくお話ししてくださっていたし，弁護人さんも一生懸命弁護しておられるのが，話からも伝わってくるというふうな形でしたので，それはそれで良かったと思います。

**司会者：**例えば，3番さんの事件ですと，人が怪我をした事件じゃないものですかから，調書の中でこんなふうに私の目の前で使われましたとか，そんな話ですよ。そういうのが調書の中で朗読されたりはありましたか。

**裁判員経験者3：**それはありました。それで，最初はその犯罪を犯されたというか，自分が騙されたことにすごく憤慨しておられたんですけども，ちょっと時間も経っていたのであろうし，それから犯人が切羽詰まっていたというのもあって，同情と言うとおかしいけど，ちょっと情けをかけておられたようなこともお話の中で出てきていましたので，事件によって色々やと思うんですけども，そんなに重くしないでくださいと言ったら変ですけども，そういうふうなお話も出てきていましたので，それも聞かせていただきました。

**司会者：**いかがでしょう，2番さんの事件で，調書を一つずつ，被害者の方の調書など読み上げられると，頭にずっと入ってくることについては問題はなかったかという点はいかがですか。

**裁判員経験者2：**裁判はこういうものかなと思いながら聞いていたんですけど，ほんまにとても分かりやすくて，4番さんも仰いましたように，そんな専門用語も，分からんような用語も出てきませんでしたし，ほとんど理解できましたし，よく分かりました。

**司会者：**1番さん，いかがですか。

**裁判員経験者1：**調書の間，被告人の顔をずっと見ながら聞いて，こういうふうな生い立ちがあったのかなというのがよく分かったし，色んな背景がそこで出てくるので理解ができて良かったと思います。

**司会者：**1番さんの事件のアンケートで，これもちょっと気になったことがあるんですけども，調書の朗読が長かったというところに複数の方が丸をされているのが気になったんです。そんなイメージはありませんでしたか。

**裁判員経験者1：**やっぱり色んな，出生のときからの色んなことがあるから，やっぱり長くなっても仕方がないかなというところがあって，若干長いなどは思

うんですけれども、やっぱりその生い立ちというところからいうと、やむを得なかったのかなと。それはもう省略し切れないところじゃないかと思うので、事件によっては短くなるものもあるんでしょうけども、私達が関わったものは必要だったと思います。

**司会者：**例えば、ずっと調書の話をしてきたんですが、じゃあ、ちょっと今度は具体的に人が来るという、証人尋問の話に入らせていただこうと思うんですけれども。皆さんの事件では、事件の性質上もありまして、被害者を呼んだ事件は実はないんですけれども、特に1番さんの事件では鑑定があったと思うんですね。その鑑定で長い時間お医者さんの尋問を聞いていただいたことがあると思うんですけども。そのときにこういう点は分かりにくいなとか、もうちょっとこんな工夫があったほうが良いという点をお気付きであれば教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者1：**精神鑑定みたいなのは初めてだったんですけれども、やっぱり一回聞いてもよく分からないというのは事実ありますし、2回質問されてもまた違うことが返ってきたりというのがありますし、ちょっと質問の仕方によってもまた答え方が変わるし、確かに一回聞いて答えて、私らがそれを覚えておいて、また次のに生かさなあかんというときにはちょっと難しいかなというのは確かに思います。

**司会者：**御経験が貴重な例なもので、もう一つだけ質問させていただければありがたいんですが。それで、今度は評議というところになりますね。そうすると、いわばお医者さんのいろんな御意見を生かしていくということになるわけですから、その点で評議の点で、やりにくさとか、そういう点はなかったでしょうか。

**裁判員経験者1：**色んな裁判員の人がいるので、それぞれやっぱり思うところがそれぞれ違って、やっぱり色んな話し合いは結構長くありました。

**司会者：**2番さんの事件ですが、情状証人で被告人の両親の証人尋問がありまし

たけれども、これについて、お父さんとお母さんの尋問が、すぐに補充尋問をしないで、お父さんとお母さん2人とも終わった後で補充尋問したと思うんですけれども、覚えていらっしゃるでしょうか。こういうふうなやり方と、お父さんが終わった後、お父さんについて補充尋問をする。そして次にお母さんの尋問が終わった後に補充尋問をやる。この2つのやり方があると思うんですね。その辺はどうですか。

**裁判員経験者2**：どちらが良いのかわかりませんが、今回のやり方で良かったですね。

**司会者**：情状証人というような形でやることの、特に、例えばこういう工夫をしたほうが裁判員の皆さん方に分かりやすいとかというような工夫例みたいなものがもしお考えになれば教えていただきたいんですけれどもいかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：ああいうものかなと思いましたので。

**司会者**：3番さんの事件は通訳さんが入っていましたよね。通訳さんが入っている事件だということで、何か特殊性みたいなものはございましたか。

**裁判員経験者3**：それは思わなかったです。本人さんも若干の日本語が分かるんだろうと思うんですけれども、やはり聞き間違い、そんなのがあったらめだし、きちんとした形の通訳の方が来ていらっしゃるんでしょうから、そこで、ちょっとその時間がとか、そんなことも何もありませんでした。

**司会者**：通訳さんが入ると、やっぱりどうしても時間がかかっちゃいますよね。そういうところで集中力が切れるとか、そういうことは大丈夫でしたか。

**裁判員経験者3**：それは何も思わなかったもので、だから色々なお話がそこで一度通訳さんを通じるから長くなるとも思わなかったです。

**司会者**：会話の中身とか、そういうことについて、通訳さんのお話が入ることが非常にトラブルなく理解ができるという状態でしたでしょうか。例えばもう通訳さんのやり方はよく分からないとか、そういうことではなかったわけですか

ね。

**裁判員経験者 3**：それはなかったです。ほとんど私達，お一方だけ裁判員さんが聞かされたことがあったんですけども，その裁判員さんとかが通訳さんを通じてということでしたので，特に通訳さんが入ったから伝わらなかったとかいうこともなかったように思います。

**司会者**：4番さんの事件ですけども，4番さんの事件は1つではなくて，1人がたくさん同じような事件をやったというものです。そういう意味で，証人尋問がどの事件について聞かれているのかというのが工夫しないとなかなか分かりにくいところがあるんですが，混乱みたいなものはなかったでしょうか。

**裁判員経験者 4**：検察官さんのほうからの資料がきちんとその事件ごとに整理されていまして，先ほど言いましたように，見取図とか，色んな添付資料も充実していましたし，裁判員さんは皆さん，多分理解できたと思います。問題なかったと思います。

**司会者**：さっきの話ですが，調書も，この事件の調書だというようなこともちゃんと区分ができて分かりやすかったという理解でよろしいでしょうか。

**裁判員経験者 4**：もしくは1，2，3だったかな，何か分けられとったと思いますけどね。

**司会者**：何か質問をするときには，やはりあらかじめ準備を皆さんされるものなんでしょうか。その辺はどうでしょうか。もっと質問をしていただけるハードルを我々は下げたいと思っているんですけども，こういうふうにしたらハードルが下がりますというような工夫ができれば良いなと思っているんですけども。その辺はいかがですか。

**裁判員経験者 4**：私はしていませんけども，私の裁判の中で1人の裁判員の方が質問されてました。私もちょっと聞きたいなと思ったことはあったんですけども，やはりこういう質問をしてもいいのかな，いつどのタイミングなのかなという，ちょっと躊躇したというのが実際のところです。例えばもう少し自分の



本当に聞きたいところを、質問を自分なりにもう少しきちんと煮詰めて、裁判長なり、ちょっと事前に相談をすれば良かったなど、ちょっと自分も反省しているんですけど。

**裁判員経験者3**：直接ということは、このことに関しては別にはないですね。みんなで話し合っている中で疑問に思ったことをお一方が聞いてくださいましたし、聞きたかったのに聞けなかったということは、他の人もなかったんじゃないかなというふうに思っています。

**裁判員経験者2**：代表の方が直接聞いてくれはりましたし、特に何もありません。

**裁判員経験者1**：私も実際しなかったんですけども、他の方がされたし、それまでにこういうことをしようというふうな、みんなで結構活発な意見が出ていたので、上手に振ってくれはったりして、質問される項目とかをあらかじめちょっとこんなことを聞こうかみたいな感じで話し合いみたいなものはありました。

**司会者**：ちょうど1時間経ちましたので、ちょっと10分ほど休憩の時間をとらせていただきます。

( 15 : 27 休憩 )

( 15 : 35 再開 )

**司会者**：それでは再開をさせていただきたいと思います。

あとの時間は主に論告弁論、それから評議というところの話を中心にさせていただきたいと思っております。

まず、公判の最後の段階になりますと、いわゆる論告弁論という手続になります。論告求刑、検察官が論告求刑というものをいたします。証拠によればこういう事実が認められる。この事実によれば懲役何年が相当であるという骨格

になると思いますけど、こういうのを検察官がやる。それから弁護人のほうは、この事件についてはこういう事情であって、こんな事情もあるんだから、仮に罪があったとしても執行猶予が相当であるとか、あるいは刑はこの程度の低い刑で十分であるというような話の弁論手続というものがなされると、こういうことが最後に締めくくりになされることが多いと思います。この点についてそれぞれ御感想を承りたいと思うんですけども、その辺覚えていらっしゃるでしょうか、この辺の感想とか。

**裁判員経験者 1**：覚えていますが、殺人を犯してこんなものかなというところから辺が、全然、私らも想像がつかなくて、いろんな本当に検察官の方とこういうときは、こういうときはみたいな感じで、活発な意見も出ていて、じゃあ、というふうな感じで、大まかな刑というのが大体わかる感じで、ああ、そうなのかなって。実際色々細かく細かくまたみんなと話し合ったりいろいろして、お互いこう言わはることにしましては精神的な面も含めて弁護人の意見のほうも出ていましたし、色々こんなものかなという形で出させてもらいました。

**裁判員経験者 2**：どちらも理解はできました。

**裁判員経験者 3**：私はちょっとその論告弁論、その辺のことが、ちょっともう忘れていきますので、申し訳ないです。

**裁判員経験者 4**：検察官、弁護人さん、両方とも非常に分かりやすかったと思います。ただ、正直言いまして、当然裁判員の皆さん、初めての経験ですから、その刑の年数は妥当なのかどうかというところが、実は評議の段階で色々教えていただいたので、その前段でしたので、これだけのことをやってこんだけ良いのかなとか、あるいはもっとちょっととか、色々意見のばらつきがあったことは事実です。

**司会者**：この論告、あるいは弁論のときに書面は多分用意されていたと思うんですけども、それについての感想はありますか。こういうふうな点が分かりやすい、こういう点が良かったんじゃないかとかいうようなところがありました

ら。

**裁判員経験者 4**：全般的に非常に分かりやすい文言で、私の場合、余罪があったわけですけど、それぞれに分かりやすい説明で、特に違和感はなかったですね。

**司会者**：それでは今度は評議のほうに入らせていただきたいと思いますと思うんですけども、まずこの評議というのは裁判員の方とそれから裁判官が事実の認定、あるいは量刑について協議をするということになるんですけども、まず全般的な感想で結構なんですけれども、率直に言って、自分の言いたいことは言えましたでしょうか。

**裁判員経験者 1**：最初にもうみんな何も裁判官の方が言わはるまでに自分の意見を書きなさいと、自分はどういうふうな刑が良いと思いますかということと言われて、それで標準的というか、そういうところ辺までまた教えてもらったりしながら、みんなとやっぱり私はこう思う、こう思うって、いろんな意見を聞いてくださっていたので、進めやすかったんじゃないかなと思います。

**裁判員経験者 2**：自分も一番印象に残ったのは、裁判員がみんな6人で話し合いをして、裁判官の方が最後に私も1票ありますから喋らせてもらいますとあって、裁判員中心で全てをさせていただきましたのでやりやすかったと思います。

**裁判員経験者 3**：私のときも裁判員、みんなで普通に話し合いできましたし、またそのように持っていきくださりもしましたし、そのときに集まったその裁判員も人の言ったことを、そこおかしいという、そういうきつく言う方もいらっしやらなかったもので、皆穏やかに話して、意見を聞けるというメンバーだったので、思ったことはみんな話したと思います。

**裁判員経験者 4**：私の場合も3番さんと同じように、非常に皆さんざっくばらんに、自分のその思いを数字に出して表明したと思います。その中で裁判長以下、裁判官さんがいろんなアドバイス、あるいは平均的な目安となる資料等を用意していただいたので、非常に良かったです。

司会者：今，資料の話が出たんですけども，量刑を決めるときに，その資料として何か使われたということはあるんでしょうか。あるいはその資料を見て，どういふふうに思われたかということはいかがでしょうか。

裁判員経験者4：一応類似する事件の求刑年数，こういったところも含めて，そのグラフが書かれたものを提示していただきましたので，非常に分かりやすく，そういった面では良かったと思います。

裁判員経験者3：そうですね。よく似た形のは，前はこういうふうなところでこういうのがあって，こういう，何年でしたというので。若干違うところはこういうことですがけれどもというふうな形で見せていただいたので，そうでないと，例えば3年がとんでもなく長いのか，とんでもなく短いのかはもう全然みんな分からない中でしたので，そんなことを見せていただいて，みんなが一生懸命画面を見ながら，ふんふんと言っている，ああいうふうな中で学んでいくのは良かったかなと思います。

裁判員経験者2：同じように見せてもらったんですけど，同じ事件がないなというのが印象でした。もう色々な事件があるんやなと，全く同じ事例というのはいないんやなと，それはびっくりしました。

司会者：その中でも，それを見ながらこの事件についてはこうだと決めなければいけないんですが，御感想はありますか。

裁判員経験者2：似た事件にというのもあるやろうし。結構話し合いしていたら，だんだん合ってくる。最初はもう全然離れていた件でも。

司会者：みんなで話し合いをしているうちに近寄ってくる感じでしょうか。

裁判員経験者2：はい，そうですね。そういう感じになりました，最後は。

司会者：1番さん，ちょっとその点は，資料の点と近寄ってくるという，その辺の感覚はあるんだろうかどうかという点ですが。

裁判員経験者1：そうですね。やっぱり殺人事件だけあって，やっぱりそれぞれの思いはかなり違っていたし，本当にこの刑を，これで良いのかということで，

すごく悩みましたし、それに時間をすごく費やしたと思います。でも、色んなところ辺から、私らも本当にこれが何年で良いのかというのが分からないので、大まかなこういうものは大体こうやという検察側の意見も参考になりましたし、そういうところ辺で、あとはもう市民の私達の感覚も随分反映されたかと思えます。

**司会者：**今1番さんが、すごく評議に時間をかけたと、こういうふうに仰られたんですが、時間的な感じで、これしか御経験がないので、長いか短いかと言われても分からんと言われてればそうなんですけれども、そういう評議の時間というのが、自分の言うために、自分の意見をまとめるのに必要かつ十分な時間だったのか、あるいは足りなかったのか、その辺のところを、本当に率直な意見、感覚で結構なんですけど、お教えいただければありがたいんですが。

**裁判員経験者1：**時間をかけたことに関しては、その被告の方が負わはるその刑もあるので、そういうところ辺も十分考慮せんとあかんし、もういろんなところから考えてみんなが出したというので、やっぱり長かったようで、結論は出さないかんで、私は長く感じました。

**裁判員経験者2：**ほんまに一番大事なところですので、長いとは思いませんでした。

**裁判員経験者3：**そんなに物すごく長かったとも思いませんし、逆に短過ぎてみんなの意見が聞けなかったとか、意見を言えなかったかということもなかったので、大体時間の中で、また導いてくださったりして、大体みんなが納得する形で終わったんじゃないかというふうに思っています。

**裁判員経験者4：**前日に、明日評議ですと、判決ですと聞いたときに、その評議の時間が大方1日くらいあったんですね。最初、私、そんなに要るのかなと、長いなと思ったのは正直です。しかし、終わってみれば、本当にやっぱりその時間は必要になりましたし、長くはなかったです。ちょうど良かったです。

**司会者：**判決なんですけど、裁判官としては非常に努力をして判決をしていること

はお分かりいただけると思うんですけど、裁判所が出した判決、もちろんご覧をいただくことがあると思うんですけど、それが例えばこういう文章は良くないとか、もうちょっと何とかしたほうが良いとか、あるいはもっと短く、あるいはもっと長く、丁寧にでも良いんですけど、もし御感想があれば大変ありがたいんですけども。

**裁判員経験者 1**：あんまり比べるものがないので、妥当だと思います。

**裁判員経験者 2**：そうですね。

**裁判員経験者 3**：（黙って頷く）

**裁判員経験者 4**：（黙って頷く）

**司会者**：それでは、評議については大体このぐらいにさせていただきたいと思います。

その他のところで、裁判員の方には評議の自由を保障するという観点からなんですけれども、守秘義務というのをお願いをしております。評議で出した内容等については職務上の知り得た秘密ということになるので、他の方には喋らないでくださいねということをお願いをしております。裁判員が終わられた今、守秘義務、この点について、例えばどういうふうにお感じになっていらっしゃいますか。これは負担感があるんだという御意見もあるものですから、そこら辺のところをもしお感じになっていらっしゃるところがあればお教えいただければありがたいと思いますが。いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1**：どんなところでも仕事をしている以上、どこの企業やら職場でも守秘義務はあるかと思うので、新聞に出る範囲のことだったらいいということを知っていますので、評議の内容とかは絶対言っただけいいんですけども、こういうのに関わったということは言っていないんやけれども、裁判に行ったということで、大体のこんな感じみたいな調子で、場面のことを言うことはあっても、みんな経験していないので、こういうふうな感じで進めるんやでみたいな雰囲気のことを言うことはあっても、その事件の内容のことは言っていない

いです。

**司会者**：言っていたかないことはもちろんなんですが，心理的な御負担とか，そういう点はどうでしょうか。

**裁判員経験者 1**：もともとオン，オフがはっきりしていて，一步出たら忘れるみたいな感じがあったので，私の場合はそんなに，大きな事件だったんですけども，あんまり寝られへんというのはなくて，割と来たらここでは一生懸命するけれども，一步出たらもう普通という感じで思っていたし，それで忘れなあかんという負担は全然なかったから，そういうふうな守秘義務も含めて当然だなとは思っています。

**裁判員経験者 2**：内容はもちろん言いませんけど，裁判に出たというのは結構喋っています。

判決を言い渡したその日には，やっぱり若い子でしたので，やっぱりこの辺がもやもやしました。悪いなとかそういう意味ではなく，今でもやっぱり。刑務所に入ってどないしているのかなと思ったり，実際の顔を見てますので，思うときはあります。

**司会者**：仮に評議の内容を漏らしてはいけないということについて，おかしいなと思うようなことはありますか。

**裁判員経験者 2**：そんな内容まで周りも聞きたがりませんので，大丈夫やと思います。

**裁判員経験者 3**：そんな守秘義務を負担にも思いませんし，1番さんが仰ったように，それぞれのところで守秘義務っていっぱいあると思うんです。だから，それだけでもないですし，それは全然負担にも思っていないですし，当然のことだと思えます。

**裁判員経験者 4**：私も2番さんと同じように，裁判中はそんなには思わなかったんですけども，裁判が終わって半年ぐらいしてから，どうしているんだろうなとかというふうな気持ちがちょっと大分芽生えているのは事実です。別にそれ

でどうのこうのという気持ちはないんですけどね。ただ、実際自分がこの場にいた人間として、やっぱり気にはなります。

守秘義務については、特に私はそうは感じてはいませんが、ただ、これから裁判員になられる方へのPRというか、そういうところにこの守秘義務という部分がやっぱりちょっとひっかかっているんじゃないかな。PRが難しいんじゃないかなというふうな気もするんですけどね。なかなかおっぴろげにしにくい部分があるし、こういう取扱事件が少ない状況の中で、やっぱり漠然と怖いんです、嫌だなど。

**司会者：**今日、検察官、裁判官、弁護士の皆さん方に御出席をいただいているんですけども、もし皆さん方のほうから裁判員の御経験者の方々に質問事項がありますでしょうか。

**小野寺検事：**それでは検察官からお伺いさせていただきたいんですけども、まず1番さんにお伺いしたいんですけども、先ほど証人尋問のところで、例えば質問の仕方では答えが変わったりとかして、ちょっと分かりにくかったところもあるというふうに言われていたんですが、こうしていただいてもっと分かりやすかったのにとか、何か、具体的にもうちょっと分かりにくかったところがあれば教えてもらいたいんですけども、何かそういうところはありますか。

**裁判員経験者1：**精神鑑定自体がちょっと難しいし、病気自体の、精神のそういう捉え方自体が難しいかなというのが私の中であって、質問もどうやってしていいのか分からへんし、それを受けた側もどうやって理解していいのかというのが分からないので、どうやったら分かるというのがちょっと難しくて。でも、この病気別に記載もされていたと思うので、それがこの人にとってそうであったかなかったかということが分かればいいかなという感じはあるんですけど。だから、ややこしくなっているんですけど、精神鑑定自体がちょっと私もよく分からなくて、何というか、何回も質問してはって、答えてはる間の中でも先生もまちまちの言い方をしてはったような気がするんです。答え方に



よってはこの言い方ではあったし、そのときに私らも、一体これはどっちの言い分が合うてるんやろうというのがあったので、とり方も難しいし、質問も難しいかなと思って。よく分からないというか、病気自体が難しいしというのがあったので、どう処理をしたら分かるかと言われても。みんなでかみ砕いて、後で理解したという形になるので、その場では質問もできかねるような、何か、ちょっと、答えにならなくて申し訳ないです。

**小野寺検事：**その後、評議をされて、それで、あ、こういうことだったんだということ。

**裁判員経験者 1：**みんなで何回も、ああ、こういうことを言おうとしてはったんやみたいな感じで、いろいろみんなで話し合う間に、そうかなみたいな形で収まったので、その場で、法廷にいたときには、多分あんまりよくみんな分かってなかったのかなあというところ辺はあります。

**小野寺検事：**じゃあ、振り返ってみて、何だ、こうやって言ってくれたら良いのにといい、そういうのとかって何かありましたか。

**裁判員経験者 1：**一部忘れているところもあるので、申し訳ございません。

**小野寺検事：**皆様、評議のときに資料を見ていただいて、御検討されたということなんですけれども、量刑を、最終的に御意見を決めるときにやっぱり資料にある同じような事件というのを探して行って、それとの比較で出すのか。それはあくまでも参考として、でもやっぱり一般的な感覚で言えばもっとうまいかという形で決められているのか。それとの関係で、検察の、そういう評議をされる前に検察が求刑するんですけども、それというのは、何か参考になっているのかとか、お伺いさせていただきたいんですけども。

**裁判員経験者 4：**正直なところ、6名の裁判員は非常に幅が広がった、当初ですね。その中で一応参考事例として類似の判決例が出て、それを参考にして少しずつ集約はしていったんですけども。一つの判断材料として当然正しい方法だと、私は思っていますが、ただ、裁判員として、ちょっと自分達が考えたらこ

うなんだというところで判断すると、例えばもう少し高いとか低いとかなったときに、やはり他との平等性、バランス、これも無視はできない。なかなかこちら辺で自分達の気持ちを例えば求刑年数として表すのはちょっとまだ難しいなというふうに正直思います。

**小野寺検事**：その中で検察がこれぐらいの刑が妥当ですということによって言っていますが、それは考慮はされたりはしましたか。

**裁判員経験者 4**：当初は全く、2日目でしたから、その辺の余裕がなかった中で、何年だというふうな論告を聞いて、持ち帰って、次の日に、色々検討したんですけれども、そうする中で、こういった意味で求刑されたのかなと、大体、その段階で分かったということですね。言われた段階ではちょっと、それが上なのか、下なのかというのは分かりませんでした。

**小野寺検事**：3番の方、恐らくあの事件だと何年が良いのかとさっぱり分からない状態だったと思うんですけどね。

**裁判員経験者 3**：そうですね。普通、みんなが知っているのは殺人事件、2人殺していたら死刑になるとか、そういうふうなのはみんな報道とかで知っているけれども、ああいうお札を扱う事件がどの程度かというのは皆全然、多分分からなかったと思うんです。その中でお札をああいうふうに扱うということは意外に大きい罪なんだなということも多分みんなも思ったと思いますし、だから、この検察官さんと弁護士さんが言わはった幅の中でみんながちょっと考えを自分の中で整理して、今までの事例を見せてくださった中で、自分に近いところをというふうな形でいったと思うんです。他の裁判員さんのことまで詳しくは分からないんですけども。やはり、私達が関わったのに対するのがどのぐらいかというのが本当に分からなかったのも、やはりどこかで数字が出てきたところを拠り所にしたというところは大きいと思います。

**小野寺検事**：2番さんで、同じ事件はなかったということで、さっき言われていましたけれども、同じ事件がない中でその刑を決めるというのは、やっぱりそ

の量刑資料というのかなり大きかったですかね。

**裁判員経験者 2**：他の方は知りませんが、自分は検察官の出してくれはったその年数を一番の参考にしました。

**司会者**：今日は報道関係者の方も来ていらっしゃるんですけども、裁判員経験者の方がこれから裁判員裁判に参加される方々に、もし先輩としてメッセージを送っていただくとしたらこういう点を伝えたいというところがあれば、一言お願いできればありがたいんですけども。

**裁判員経験者 1**：やっぱり国の制度でもありますし、ぜひ参加されるほうが良いかと思えますし、それによってやっぱり企業とか働いているところも、そういうふうな裁判員の制度を重視して休みを取りやすくしてくれはると良いかなと思えます。私も勤めているところで初めてだったので、色々あったんですけども、これから今後やっぱりこういう制度をちゃんとして、休みを取りやすくしていってくれと良いかなとは思えます。

**裁判員経験者 2**：自分としては経験させてもらってほんまに自分の財産になりましたし、皆さんにも何回もするもんやないんだけど、もう一回当たれば一回ぐらい経験したほうがええぞと、そう言いたいと思えます。

**裁判員経験者 3**：2番さんと同じように、せっかくの機会が与えられたんだから、参加してほしいなと思えますし、またそのために周りの働いている場所とか、お店をしてはる人とか、色々な条件もあるんでしょうけども、やはり何とかそれを良い方向に持って行って、一人でもたくさんの人に経験していただけたらなと思えます。

**裁判員経験者 4**：一番最初に言いましたように、私は嫌がっていたので、余りちょっと言いにくいんですけども、結果としてやっぱりやって、参加して良かったと思えます。やっぱり最初のうちはまだまださっき言ったみたいな不安とか言えない部分がありますので、私も含めてどうなんだろう、できるんだろうかという不安がやはり一番あると思うんですけども。しかし裁判長以下、皆様の

支えで何とかやれたということと、それ以上にたくさん、自分にとってプラスになったことがあったと思います。

**司会者:**ありがとうございます。素晴らしいコメントを皆さん方からいただいて、本当に感謝申し上げます。

今日は、先ほど言いましたように、報道関係の方にも御参加をいただいております。報道関係者の方々のほうから裁判員の関係者、この意見交換会に御参加いただいている経験者の方々に御質問があれば承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**記者（読売新聞）:**先ほどからお話を伺っていると、評議とかも割とスムーズに進んで、説明も分かりやすかったという話が大半だったと思うんですけども、一方で、ということはある程度裁判官の方々が筋道をつけてやって、量刑も過去の資料を参考にしたとか、そういうのはあったと思うんですけども、そのことによって、市民の感覚を取り入れるという意味が薄れてしまった点もあるかなと、そういうふうに感じられる点というのはありますでしょうか。裁判員制度を取り入れたら良いというのが、あんまりどうかなというふうになったのか、いや、そんなことはない、このやり方でもきちんと我々の感覚を反映した結果を出せたと感じられるか、ちょっとその点についてお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

**司会者:**御質問の趣旨は、順調に評議や審議はしているように見えるけれども、それはもっと平たく言ってしまえば、裁判所とかがルールを引いちゃっているんじゃないのかと。で、そのルールを引いちゃっているから、ずっと行っているのであって、そんなことだったら、国民の、市民の意見をもっと取り入れるという意味では、そぐわないものになっている可能性はないんですかという、そういう質問だと理解しましたけど、そう聞いて良いですかね。

**記者（読売新聞）:**はい。

**司会者:**いや、貴重な御質問だと思います。報道関係の方の危惧感だろうと思う

んですけど、ちょっとその辺を聞かせていただきます。

**裁判員経験者 4**：質問の意味は非常によく分かります。しかし、さっきも言いましたように、一日をかけた評議という時間の中で、非常に長い時間だとする前には思ったんですけど、そこに6名プラス補充裁判員、7名であるときは話をして、そこに3名の裁判官が同席されていたんですけども、かなり裁判員の中で活発に意見を交わしたと記憶しています。確かに仰るような思いを思われても分からなくもないんですが、私としては非常に自分達で考えていると。また参考の資料に基づいて出した結論だと思っていますので、御指摘はちょっと当たらないかなという気がします。

**裁判員経験者 3**：確かにルールというのは、進め方に対してはルールがあるかも分からないんですけども、皆、素人ですのでどのように進めていって、次何を決めて、どうして良いか分からないので、そういうふうなところはルールに乗っかっているかもしれないんですけども、それぞれの意見は、4番さんが言われたように、何日か一緒にいるメンバーの中ですので、今日集まって、初めて意見を言うんじゃないので、ずうっと流れの中で皆が頭の知恵を絞って、こういうふうな形はどうだろうというのを話しているんで、そのメンバーの中に法律に詳しい人がいたらいたなりの意見も出されるでしょうし、法律に詳しくない者は自分の経験からの意見も言うでしょうから、その点、心配して下さったような、全部裁判所の流れに乗っているというわけではないと思います。

**裁判員経験者 2**：自分もルールに乗ったという思いは何もありません。裁判員が話し合っただけで決めさせてもらったと思っています。

**裁判員経験者 1**：私達のこの事件については本当に時間がかかって、いろんな意見が出たので、本当に大変だったかなというのは今思いますし、それでも裁判官がこうやからといって決めたわけではなくて、十分市民の私達の意見が反映された結果だと思っています。

**記者（京都新聞）：**これからも多くの方，裁判員を経験されると思うんですが，皆さん，御経験を通して，どこか改善点，もし，ここはこうしたほうが良いんじゃないかとか，そういったことをもし感じられたのであれば，理由を，簡単でも結構ですので，教えていただきたいと思います。全員の方にお聞きできればと。

**裁判員経験者 1：**私は5日間出てくる，ちょっと長めだったんですけども，それでも，これでも延びるところを本当に皆さん方がこれ以上は延ばせないということで一生懸命やってくださったし，私たちもその時間は一生懸命協議したので，一つ一つの事件によって違うんですけども，ここをこうしたら良いんじゃないかというのはちょっと比べられないので，ちょっとよく分かりません。

**裁判員経験者 2：**1番さんと同じように，一つずつ問題点が違いますので，分からないと。僕の場合は3日間だったんですけど，もう1日ぐらいあってもええのかなという思いです。

**裁判員経験者 3：**私の場合はそんなに日数的にも，いろんな方のお話も分からないところもそんなになかったですし，だから，私が経験したときには，もっと違う方法があるんじゃないかというところはそんなにはなかったです。

**裁判員経験者 4：**私も3日間の裁判でしたが，特にこれといったものはなかったと思います。

**記者（京都新聞）：**先ほど守秘義務の話が出たんですが，皆さん，余りそういう負担になっていないと。終わられた後，そのときはずっと裁判されて，時間が経過する中で結構やっぱり裁判って結構生々しいことも色々出たと思うんですが，例えばそういったことを思い出したりとか，あるいは少しでも何か負担になっていたりとか，例えば精神的なケアが欲しいとか，何か，そういった御意見があればということ。それと率直に，積極的に事件のことを話したいということではなくても，裁判員の方だけの例えば交流の場とか，そういったのが

あればとか、もしあればで結構ですが、お聞かせいただけたらと思います。

**司会者：**精神的なケアが欲しい場面があるのかどうかということと、それから裁判員同士の方の交流みたいなものが望ましいという御意見がある方もいらっしゃるのではないかと、そういう御趣旨ですね。この2点ですね。

**裁判員経験者1：**こういう形で、番号制でずっといっていたんですけども、最後終わったときに何番さんと仲良くなって、今でも交流がありますし、事件でではなくても、事件を超えて一親友みたいな形で今もやりとりありますし、そういうふうな感じであるので、私にしたら多分精神的な負担も薄れているのかなとは思いますが。

**裁判員経験者2：**さっきも言いましたけど、思い出すことはやっぱりあります。言渡しの明日から入らはるのやなとか、入るんやなとか、今ごろどうしているかなという、その時々やっぱり思いますけど、あとは誰かにしてもらおうとか、そんな思いはありません。

**裁判員経験者3：**私はそんなに思い出さへんと言うと失礼ですけども、その方がどうなってはるやろうとか、そんなこともそんなに思わないですし、それは私だけが思っていないので、他の裁判員さんはまた違う、重たく受けとめてはる方もおられるとは思いますが。

裁判員同士の交流の場とかいうのも、その時点で仲良くなった方もいらっしゃるでしょうし、もう義務的に3日間、4日間通ってはった方もおられるので、その場をあえて設けなくても私はいいと思います。

それと、さっきの質問の中で、改善されたらとかいうふうなのが思ったと思うんですけど、私達4人は裁判員を経験して良かったなというのがありますがけども、選ばれなかった人、3日間休むかもしれないけど半日で帰ってきた人の中には、改善してほしいなと思っている方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。

**裁判員経験者4：**私も裁判中は特に思わなかったんですけど、さっき言いました

ように、約半年過ぎた、最近ですね、どういうわけか思い出して、どうしているかなというのは感じます。

ただ、精神的にどうのこうのというところまではありませんし、その心配もないかと思えます。

一応、裁判员同士の交流については良いことじゃないかなと、私は個人的に思えます。

司会者：どうもありがとうございます。

そろそろ時間も参りましたので、この程度で閉会ということにさせていただきたいと思えます。

今日、裁判员経験者の方、本当にありがとうございます。

今日は、貴重な御意見をたくさんいただきました。これを参考にさせていただいて、より一層、この大津の裁判所においても、裁判员裁判というのがより市民の方に密接に、ちゃんと地に足がついたものになりたい、これからも努力をさせていただきたいと考えております。

本日は本当にありがとうございました。

以 上